

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（案）の骨子について

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達（※）の方法について改めるとともに、手数料の額を定める規定を改めるほか、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 地方税に係る公示送達について、公示事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧できる状態にするとともに、市の掲示場での掲示、又は、市の事務所に設置した電子計算機の画面による閲覧とするものです（第18条関係）。

＜告示方法のイメージ＞

①インターネットによる閲覧
(市HPの掲載)

+

②市役所及び出張所の掲示場に書面を掲示
又は、市役所でのパソコン等の画面による閲覧

- (2) 納税証明書の交付、固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳の記載事項の証明書の交付に係る手数料の額を定める規定について、調布市手数料条例を引用する規定に改めます（第18条の4、第66条の3、第66条の4関係）。
- (3) その他所要の改正を行います。

3 施行期日

- (1) 2の(1) 地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (2) 2の(2) 公布の日
- (3) 2の(3) 令和8年4月1日

※公示送達：納税通知書等の書類の送達先が不明な場合に送達すべき書類を保管し、いつでも交付する旨を掲示場に掲示し、7日経過後に送達があったものとみなす制度